

1 応募資格

- (1) 保育士資格を有していること。
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
※欠格事由については申込書で確認してください。
- (3) 採用までの間において学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項の特定性犯罪事実該当者でない方
- (4) 採用までの間において同法に基づきこども家庭庁に戸籍情報を提出することができる方

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 市立保育所における保育業務
- ② その他、保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務日	週1日勤務（木曜日） ※祝日、年末年始を除く
勤務時間	8時30分から12時00分まで（3時間30分勤務）
勤務場所	横浜市潮田保育園（横浜市鶴見区潮田町4-148-1）
報酬	時給1,696円 （制度改正等により金額は変更になる可能性があります。）
通勤費用	（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇等
社会保険	対象外 ※兼職の状況によっては、健康保険等の加入対象となる場合があります。

※その他勤務条件等は、横浜市区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第22条2に定める会計年度任用職員

(4) 雇用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

3 募集期間

令和8年10月21日（水）から令和8年11月20日（金）まで

4 募集人員

若干名

（次ページあり）

5 応募方法

次の必要書類を、鶴見区こども家庭支援課に提出してください（郵送または持参）。
提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 会計年度任用職員申込書（第1号様式）
- (2) 保育士証の写し
- (3) 誓約書

※窓口持参の場合は、区役所開庁時間内（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで）にご持参ください。

※郵送の場合は、令和8年11月20日（金）必着となります。郵便事情による事故等については責任を負いません。

6 選考方法等

- (1) 面接選考（令和8年11月24日（火）から12月2日（水）までの間の指定日に実施予定、令和8年12月下旬頃 結果通知予定）
- (2) 健康診断 面接選考に合格された方に、健康診断を受診していただきます。
（日程は別途連絡）

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 特記事項

・任用にあたっては、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

・本業務へ従事するにあたっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、合格・採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については別紙参照条文をご参照ください。

10 申込・問合せ先

鶴見区こども家庭支援課こども家庭係（3階4番窓口）

担当：塩田

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1 TEL 045-510-1797